

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年6月26日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第13号 農地法第3条の規定による許可について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第17号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第13号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

農業委員

出席者 11名

2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦	5番 加藤ふく子
6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	9番 山田 正子	10番 杉本 常男
11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子	14番 杉浦 俊広	

欠席者 3名

1番 山田 友樹	8番 山本 坂一	13番 酒井 行教
----------	----------	-----------

農地利用最適化推進委員

出席者 8名

2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸	5番 戸田 一成
7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎	10番 清水 文高	12番 高須 哲也

欠席者 5名

1 番 近藤 俊彦	6 番 杉浦 克己	9 番 杉浦 克敏	1 1 番 平野 正美
1 3 番 稲垣 重雄			

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 1 4 番 杉浦 俊広 2 番 井野 容次

議 事

議 長 それでは、議案第 1 3 号から議案第 1 8 号及び報告第 1 1 号から報告第 1 4 号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

議案第 1 3 号

農地法第 3 条の規定による許可について

なお、受付番号 3 及び 4 につきましては、譲渡人と事由が同一のため一括して説明します。

〔受付番号 3〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

〔受付番号4〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

買収に伴う交換用地取得のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は106aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

〔受付番号5〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は7aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをお願いします。

議案第 1 4 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について

〔受付番号 2〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

工場敷地

申請地は、日高公園の北西約 5 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、申請地を工場敷地として使用しておりますが、農地法上の手続きが取られていないことが判明しました。今後必要不可欠であるため、市街化調整区域内ではありますが、工場敷地 1 2 3 m² の是正のため、本申請に及んだものです。

3 ページをお願いします。

議案第 1 5 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

〔受付番号 4〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、富士松図書館の東約200mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、申請地を駐車場としておりますが、農地法上の手続きが取られていないことが判明しました。今後も必要不可欠であるため、市街化調整区域内ではありますが、駐車場31㎡の整備のため始末書添付のうえ、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年5月8日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

[受付番号5]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松支所の東約300mのところに位置しています。農

地区分は、富士松支所から概ね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地と判断いたしました。

申請人は、住所地にて家族4人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟129.18㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年5月8日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号6〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、井ヶ谷グラウンドの北約350mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族4人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内

ではありますが、自己用住宅1棟66㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年5月8日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号7〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、小垣江東小学校の北西約250mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟120.14㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年5月8日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 8〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、小垣江東小学校の南約 100 m のところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が 40 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族 2 人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅 1 棟 113.29 m² を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和 7 年 5 月 8 日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法開発許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4 ページをお願いします。

議案第 16 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号3〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予発生日)

令和6年10月24日

(事由)

納税猶予適用のため

5ページをお願いします。

議案第17号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

〔受付番号4〕

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(原因)

死亡(令和6年8月5日)

以下、〔受付番号5〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

6 ページをお願いします。

議案第 18 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 13〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和 7 年 8 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日まで

以下、8 ページ〔受付番号 15〕までの申し出がありました。

内容については、それぞれ記載のとおりです。

9 ページをお願いします。

報告第 11 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 5〕

（所在及び面積）

●●●●

（届出人）

●●●●

(転用事由)

住宅敷地

以下、「整理番号6」までの届出がありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

10ページをお願いします。

報告第12号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

[受付番号19]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、13ページ〔受付番号35〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14ページをお願いします。

報告第13号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

花苗

(生産収量)

55, 200株

(業務執行役員等の状況)

●●●●

15ページをお願いします。

報告第14号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号5〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(解約通知日)

令和7年6月5日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

売買のため

説明は以上です。

議 長 上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。質問等ありませんか。

近藤庄次 井ヶ谷町稲葉崎だけが他の井ヶ谷地区と賃借料が異なっているのは何
委 員 故ですか。

事 務 局 賃借料を決めるに当たり、維持管理組合が所有する農業用施設の使用
状況によって賃借料を変えているためと聞いております。

議 長 報告第13号整理番号1の従業員の状況は具体的にはどうなっていますか。

事 務 局 常勤が7名、非常勤が3名となっています。

議 長 議案第15号の受付番号4の駐車場は宅地に隣接しているところですか。

事 務 局 そのとおりです。

議 長 議案第13号の受付番号3、4は工業団地の買収に伴う交換用地ということだと思いますが、工業団地内に申請地と同等の面積の農地がありますか。

事 務 局 同等の面積ではないですが、それに伴い3条許可申請が出てきたということですか。

議 長 他に質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第13号から議案第18号及び報告第11号から報告第14号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第13号から議案第18号及び報告第11号から報告第14号までを原案通り決定します。
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 4 番 _____

2 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀